

令和6年度 唐津市男女共同参画推進市民提案事業募集要領

1 趣旨

この要領は、唐津市男女共同参画推進市民提案事業を実施するため、唐津市財務規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものです。

2 事業の目的

この事業は、男女共同参画社会の実現に向けて、市民目線で男女共同参画の課題を捉え、柔軟で新しい発想を取り入れた事業を実施するため、市民が企画・実施する事業の提案を募集するものです。

3 対象となる実施団体

対象となる実施団体は、次の6項目すべてに該当する必要があります。

- (1) 唐津市民が5人以上で組織する団体。(法人格の有無は問いません)
- (2) 原則、1年以上活動していて、今後も活動する団体。
- (3) 提案事業の企画から実施、事業完了の報告まで責任を持って実行できること。
- (4) 営利、企業の宣伝、宗教、政治的な活動を目的とした団体でないこと。
- (5) 唐津市暴力団排除条例に基づく排除対象者に該当しないこと。
- (6) 公秩序を乱し、善良な風俗を阻害するおそれがあると認められる団体でないこと。

4 実施期間

採択後、委託した日から令和7年3月31日までです。

5 費用（委託料）

市の委託料は、1事業あたり10万円以内です。

1団体につき1事業に限ります。

6 応募方法

(1) 申込様式等

ア 令和6年度唐津市男女共同参画推進市民提案事業申込書

イ 計画書

ウ 予算書

エ 誓約書、役員名簿

(唐津市暴力団排除条例(平成24年4月1日施行)及び唐津市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱(平成25年3月21日施行)に基づき、

排除対象者に該当するか否かに関し、佐賀県唐津警察署に照会することを承諾する旨の誓約書)

(2) 受付期間

令和6年5月1日(水)から令和6年6月28日(金)までです。

(土、日、祝日を除きます。)

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

※受付期間までに応募がないときや、応募された事業が不採択となったときは、原則、事業実施2か月前までの事業を随時募集します。
※随時募集は、市のホームページなどで広報し、予算がなくなり次第、終了します。

(3) 提出先

地域交流部 男女共同参画課(大手ロセンタービル5階)

7 採択する事業の決定

選定委員会で審査のうえ採択事業を決定し、事業実施の委託をします。

8 選定委員会での説明

事業選考審査のため、選定委員会で企画内容などを説明していただきます。

(説明10分程度+質疑応答)

9 選考の審査基準

(1) 必要書類の有無等

(2) 提案内容

①事業の理解度とその効果

男女共同参画推進を図るという事業目的に合った内容であるか。実施効果が期待できるか。

②実現性

独創性、具体性があり、かつ実現可能な企画、運営、実施方法であるか。

③所要経費

所要経費の積算は、内容に対し妥当なものであるか。

④団体の運営等について

対象となる実施団体であるか。事業を円滑に実施できる体制・経験・能力を備えているかなど。

10 事業実施後の報告

(1) 報告様式等

ア 令和6年度唐津市男女共同参画推進市民提案事業実施報告書

イ 令和6年度唐津市男女共同参画推進市民提案事業実績書

ウ 参加者名簿

(講座・活動状況等のわかる写真やチラシ等を添付ください。)

(2) 提出期限

事業の実施後、3週間以内です。

11 問い合わせ先

地域交流部 男女共同参画課 (大手ロセンタービル5階)

TEL: 0955-72-9239 FAX: 0955-72-9182

E-mail danjo-kyoudou@city.karatsu.lg.jp